

「中央卸売市場北部市場における電力の費用に係る債権不存在確認及び不当利得返還等反訴請求控訴事件」に係る上告の棄却及び上告受理申立てを受理しない旨の決定について

中央卸売市場北部市場における電力の費用に係る債権不存在確認及び不当利得返還等反訴請求控訴事件（東京高等裁判所令和5年（ネ）第3884号債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求控訴事件）については、令和6年3月5日に上告状兼上告受理申立書を提出し、最高裁判所において審理されておりましたが、令和7年2月19日に上告の棄却及び上告受理申立てを受理しない旨の決定がなされ、同月20日に市に送達されました。

今回の棄却決定により本件裁判は終結し、東京高等裁判所における第2審判決が確定しましたので、御報告します。

○ 決定内容

事件番号：

上告提起：令和6年（オ）第962号

上告受理申立：令和6年（受）第1243号

決定日：令和7年2月19日

裁判所：最高裁判所第三小法廷

原判決：東京高等裁判所令和5年（ネ）第3884号債権不存在確認、不当利得返還等反訴請求控訴事件及び同第5992号同附帯控訴事件（令和6年2月21日判決）

主 文：1 本件上告を棄却する。

2 本件を上告審として受理しない。

3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

※ 概要及び経過は別紙資料参照

○担当・問合せ先

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課 山根

電 話（044）975－2211

1 事件の概要

本市が、被上告人（東一川崎中央青果株式会社：川崎市宮前区）に対し、平成25年5月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用を請求していなかったことが判明したため、同年10月18日付けで、当該費用を請求したところ、被上告人は、本市に対し、改正前民法173条1号を適用して、消滅時効の期間は2年と主張し、令和元年9月から令和3年3月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用を納付し、令和4年4月14日、平成25年5月から令和元年8月までの間に青果棟低温卸売場において使用した電力の費用（以下「本件費用」という。）に係る債務は存在しないことの確認を求める訴えを提起した事件の上告審。

本市は、被上告人に対し、令和4年11月4日、本件費用（未納額16,227,162円。消滅時効の期間は10年と主張）の支払を求める反訴を提起し、第1審では、令和5年6月27日、本市の主張が認められる判決が言い渡されたが、第2審において、令和6年2月21日、被上告人の主張が一部認められる判決（消滅時効の期間は5年）が言い渡された。

本市は、第2審判決を不服として、令和6年3月5日、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをした。

なお、被上告人は、第2審判決に従い支払いを命じられた金員を供託している。

2 当事者

被上告人（控訴人・被附帯控訴人・第1審本訴原告・第1審反訴被告）

東一川崎中央青果株式会社

上告人（被控訴人・附帯控訴人・第1審本訴被告・第1審反訴原告）

川 崎 市

3 上告及び上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決中、第一審の判決を取り消して上告人の請求をいずれも棄却した部分及び上告人の附帯控訴を棄却した部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

4 原判決（第2審判決）の主文

- 1 本件控訴に基づき、原判決（第1審判決）中、被控訴人（川崎市）の不当利得返還反訴請求に係る部分を取り消す。
- 2 被控訴人の不当利得返還反訴請求及び事務管理による費用償還反訴請求をいずれも棄却する。
- 3 本件附帯控訴に基づき、控訴人（東一川崎中央青果株式会社）は、被控訴人に対し、658万7867円及びうち658万1075円に対する令和3年12月31日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人のその余の附帯控訴を棄却する。
- 5 訴訟費用（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）は、第1、2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

6 この判決の主文第3項は、仮に執行することができる。

7 なお、原判決主文第1項は、控訴人の訴えの取下げにより、失効している。

5 主な争点

本件債権の消滅時効の期間について、被上告人は「電気料金債権として改正前民法173条1号を適用し、消滅時効の期間は2年」（主位的な主張）又は「商行為によって生じた債権として改正前商法522条を適用し、消滅時効の期間は5年」（予備的な主張）と主張していた。

それに対して、本市は「不当利得返還請求権として改正前民法167条1項を適用し、消滅時効の期間は10年間」を主張し（主位的請求）、仮に主位的請求が認められないとしても、「第三者弁済に基づく費用償還請求権として改正前民法167条1項を適用し、消滅時効の期間は10年間」（予備的請求その1）、「商行為によって生じた債権とするのであれば改正前商法522条を適用し、消滅時効の期間は5年」（予備的請求その2）、又は「市場施設使用指定によって生じた債権とするのであれば地方自治法第236条1項を適用し、消滅時効の期間は5年」（予備的請求その3）と主張していた。

6 事件の経過

【第1審】

令和4年 4月14日 提訴

同年11月 4日 反訴の提起

（口頭弁論等7回）

令和5年 6月27日 判決【本市勝訴】

【第2審】

令和5年 9月22日 控訴状を受領

同年10月10日 応訴

同年12月19日 附帯控訴の提起

（口頭弁論等3回）

令和6年 2月21日 判決【本市一部敗訴】

【第3審】

令和6年 3月 5日 上告の提起及び上告受理の申立て

令和7年 2月19日 上告の棄却及び上告受理申立てを受理しない決定

【本市一部敗訴が確定】